

## ■受験資格等に関するQ & A

### 《受験要件関係》

【問1】 5年以上施設で介護職員をしています。今年介護福祉士の登録をしました。5年以上かつ900日以上の区分で受験できますか？

(答) 介護福祉士の資格登録日以降の実務経験が5年以上かつ900日以上に満たないため、今年度は受験できません。受験資格の変更に伴い、法定資格に基づく業務に関しては、資格登録日以降の期間のみが対象となります。

【問2】 4月1日から介護保険施設に勤務していますが、介護福祉士の登録日は5月10日からとなっています。受験要件の実務経験に算入できる従事期間は、いつからになりますか。

(答) 登録日の5月10日から算入できます。

※平成30年度からの受験資格要件の見直しにより、資格取得日前の介護業務の期日・日数は算入できなくなっています。

【問3】 社会福祉士の資格を持ち、特別養護老人ホームで介護業務を行っています。実務経験として算入できますか？

(答) 介護業務は、社会福祉士の資格に基づく業務には含まれないため、実務経験として算入することができません。保有資格に基づく業務に従事している期間のみが対象となります。

【問4】 保健師の資格があり、市役所の介護保険課で、介護保険の認定調査業務のみをしています。実務経験として算入できますか？

(答) 認定調査業務は、要援護者に対する直接対人援助業務ではなく、保健師の資格に基づく業務にも該当しないため、実務経験として算入できません。

【問5】 栄養士の資格を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理を行っています。受験要件として該当しますか？

(答) 該当しません。

受験要件として、資格に基づき当該資格に係る業務に従事することと併せて、業務については、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

そのため、栄養士の業務としては、要援護者に栄養の指導・相談をする者が受験要件として該当します。

### 《実務経験期間証明関係》

【問6】 介護福祉士資格取得後、介護職員として3年間従事し、その後、社会福祉士の資格を取得し生活相談員として3年間相談員業務に従事していますが、受験資格はありますか？

(答) 複数の国家資格を取得している方が、それぞれの資格に基づいた業務に登録日以降に従事している場合は、通算することができます。通算して、業務従事期間が5年以上かつ従事日数が900日以上の場合、受験資格はあります。

【問7】 これまで2、3ヶ所で働いて、期間を合わせると5年になるのですが、「実務経験証明書」はどうしたらいいですか？

(答) 受験の手引にある「実務経験証明書」を必要枚数コピーして、それぞれの事業所に書いてもらってください。

【問8】 これまで複数の施設で働いており、通算すると受験資格に該当する仕事に10年以上就いていますが、すべての勤務先の「実務経験証明書」が必要ですか？

(答) 現在受験資格に該当する業務に従事している場合、現在の勤務先の「実務経験証明書」と過去の勤務先（複数ヶ所でも可）の「実務経験証明書」をあわせて、受験要件を満たす期間分の「実務経験証明書」の提出で構いません。（※現在の勤務先の証明書は必須）

現在に近い勤務先からさかのぼる必要はなく、古い時期の勤務先の「実務経験証明書」でも構いません。

ただし、通算して期間の不足のないようご注意ください。

【問9】 最近特別養護老人ホームの介護職員として再就職しましたが、受験資格に必要な期間は以前勤めていたところで満たされています。以前の勤務先で「実務経験証明書」を書いてもらえば、現在の勤務先からは証明書をもらわなくてもいいですか？

(答) 受験資格対象業務に従事している場合、現在の勤務地によって受験する都道府県が決まります。佐賀県内で勤務していることを証明するために、現在の勤務先の証明書が必要です。

【問10】 栄養士の免許を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。

①この場合、実務経験期間に算入できますか？

②また、実務経験証明は、派遣元の会社と派遣先の事業所のどちらにさせていただくのでしょうか？

(答)①栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています。(栄養士法第1条)よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者等への栄養指導・栄養管理等が含まれていることを確認できる場合は、実務経験期間に算入することができます。

ただし、この場合は、「実務経験証明書」のほかに、派遣先での業務が、栄養指導・栄養管理を含む国家資格に基づく直接的な対人援助業務であることが確認できる書類（委託契約書など、業務内容とともに受験申込者の氏名、派遣期間等が記載された書類の写し）の添付が必要です。

②派遣の場合、派遣元の会社から「実務経験証明書」を発行していただきます。

【問11】 看護師として5年間、看護業務を行ってきましたが、その間に1年間、育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか？

(答) 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。

ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

【問12】 現在の勤務先からの「実務経験証明書」の業務従事期間の〆日は何日にしたらよいですか？

(答) 受験資格を満たす期日又は、すでに満たしている場合は証明書発行日を記入してください。

【問13】 過去に勤務していた事業所が廃業してしまったため、「実務経験証明書」が発行してもらえない場合はどうしたらいいですか？

(答①)－母体となる法人・会社がある場合－

事業所が廃業になっても、母体となる法人・会社で証明してもらえる場合は、法人・会社で作成した「実務経験証明書」を添付してください。

(答②)－A事業所の事業を引き継いだ別のB事業所（病院・診療所を含む）がある場合－  
B事業所が証明する「実務経験証明書」を添付してください。

(答③)－上記①、②の証明が得られる見込みがない場合－

実務経験（業務内容・業務期間・業務従事日数等）の記載された給与明細書、雇用契約書等の写し等（ほか：源泉徴収票、雇用保険や社会保険の加入実績が確認できる書類など）で確認が可能であれば対象期間に算定できる場合があります。

佐賀県社会福祉協議会へご相談ください。

【問14】 鍼灸院を個人で開業しています。「実務経験証明書」の証明はどのようにすればいいですか？

(答) 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する「実務経験証明書」と併せて、保健所等が発行する開業許可書、開設届等（開設地・開設年月日がわかる書類）の写しを添付してください。

なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と受験者が同一の場合は、都道府県知事・市町の長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

【問15】 平成29年度に佐賀県で受験しましたが不合格となり、平成30年度以降（～令和7年度）は都合により受験できませんでした。本年度は受験しようと考えています。受験申込において「実務経験証明書」等の提出を省略することができますか？

(答) 省略することはできません。平成30年度からの受験資格の変更に伴い、平成29年度まで省略受験（実務経験証明書の省略が可能）対象者となっていた方においても、平成30年度以降の年度で、初めて受験される方については、「実務経験証明書」「法定資格（写）」等確認書類の提出が必須です。※法定資格については該当者のみ。

また、実務経験証明書は新たな様式に改めて書いていただく必要があります。

**【問16】** 令和7年度に佐賀県で受験し、本年度も受験しようと考えています。受験申込において「実務経験証明書」等の提出を省略することができますか？

(答) 平成30年度から令和7年度の間を受験いただいた方で、本年度受験をされる方は、受験資格・実務経験年数満たしていると判断できますので、「実務経験(見込)証明書」及び「開業許可書」等の提出を省略できます。

ただし、平成30年度以降で直近の受験申込み時から勤務先が変更となった場合は、現在の勤務先からの「実務経験証明書」を必ず提出してください。(在籍の確認のため)

※提出書類の一部省略(問15・16関係)……手引10ページ参照

#### 《提出書類関係》

**【問17】** 資格取得後、結婚等で姓が変わり、受験申込書と資格証に記載されている姓が違います。どうしたらいいですか？

(答) 結婚等により、受験申込書と「実務経験証明書」「国家資格等免許証」「修了証」「登録証」等の氏名が異なっている場合は、氏名の変更が確認できる戸籍抄本(原本)を申込書と一緒に提出してください。

**【問18】** 受験申込書を提出後、氏名や住所の変更があった場合、どうしたらいいですか？

(答) 受験申込書類記載事項変更届を速やかに佐賀県社会福祉協議会まで送付してください。

**【問19】** 昨年、他県で受験し実務経験証明書等全ての書類を提出しました。その後、佐賀県に転居し、今年は佐賀県で受験予定ですが、書類の提出は省略できますか？

(答) 佐賀県での受験は、手引10ページの「6. 受験地について」を満たしていれば受験できますが、過去に他都道府県で受験されていても手引10ページの「5. 提出書類の一部省略について」は適用できず、改めて必要書類をすべて佐賀県受験の際に提出していただくことになります。